

# 伊方原発をとめる会 第9回定期総会報告

2019年5月26日(日)13時30分～16時30分  
於：松山市男女共同参画推進センター5F 大会議室



## 伊方原発をとめる会

790-0003 愛媛県松山市三番町5-2-3ハヤシビル3F  
電話 089-948-9990 FAX 089-948-9991  
HP <http://www.ikata-tomeru.jp>

## 日 程

### 【講演】

13:30 司 会 (奥田恭子)  
開会挨拶 (越智勇二)  
講師紹介 (司会者)  
講 演

「原発訴訟と裁判官の責任」

講師 樋口英明さん

15:10 講演終了

### 【第9回定期総会の議事次第】

15:20 議長の選出  
議長就任 (安藤哲次) (泉京子)  
弁護団からの報告 (中川創太)  
経過とふり返り (松浦秀人)  
会計報告 (松浦秀人)  
会計監査報告 (篠崎英代)  
活動方針・予算・役員体制の提案 (松浦秀人)  
質疑討論  
承認・採択  
議長退任  
閉会あいさつ (須藤昭男)

16:40 終了

## 講師紹介と講演資料

### 【講師紹介】

樋口英明さん

1952年生まれ。京都大学法学部卒。名古屋地裁、大阪高裁判事などを経て、福井地裁で裁判長を務め、大飯原発の運転差し止めの判決をした。

2017年、名古屋家裁判事で定年退官。

【講演資料】 別紙資料を参照



## 伊方原発をとめる会 第9回定期総会

### 経過と振り返り

#### はじめに

経団連が、2019年4月8日に電力システムの再構築に向けた提言を発表しました。それによりますと、原子力発電について、脱炭素化を目指す上で「不可欠なエネルギー源」として位置づけています。そして、運転期間の大幅延長の検討、原発が稼働していない期間は、運転期間の40年ないし60年から差し引くべきだとし、新增設を進める方針を明示して政府に求めています。他方で高レベル廃棄物の処分地の目途も絶たない等の負の側面には、触れないまま、原発の必要性を訴えています。

注目されるのは、「社会全体が電力問題を自分のことと捉え、国民的な議論が行われることが期待される」と言い、幅広い層の議論を訴えながら、脱原発と再エネ推進の政策を提言している民間団体(原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟)からの公開討論の申し込みに対しては、「感情的に反対をする人たちと議論しても意味がない」と拒否しています。これすなわち、経団連は異論には向き合わず、目先の利益のみを追求する営利団体であるといえます。

現在国会に提出されている「原発ゼロ基本法案」も、自民党などの反対で、審議もされないまま、たなざらしです。現在そのような状態ではありますが、原発に未来がないことを確信しています。現在の状況は、「権力・金力・不条理」によって、伊方原発3号機は稼働しています。しかしながら、核廃棄物の処分問題や経済性を考えた時、原発推進は成り立ちません。すなわち、現在のところ高レベル放射能廃棄物の処分地は日本国内どこにもありません。経済性の観点からは、原発の新設コストや安全対策費用、廃炉コストなどがとてつもなく高額です。他方太陽光・風力などの再エネコストは低減の方向にあります。原発は価格競争力でも敗北は明らかです。そこで最近、経済産業省内では、原発発電をする電力会社に、補助や支援制度の創設を念頭に、議論をしているとのこと。結局は、国民に負担させようということです。

私たち「伊方原発をとめる会」の目的である、「脱原発・再エネ」の願いと運動は、必ず成就するとの希望をもって歩みたいと思います。

事務局長 草薙 順一

#### 一 伊方原発をとめる会 2018年度の活動日誌

《2018年》  
5/27 とめる会第8回定期総会、飯田哲也氏  
による記念講演(150名)

6/5 高松高裁抗告審第3回審尋(岡村眞高知  
大学名誉教授、長沢啓行大阪府立大学名  
誉教授の参考人尋問を11時から17時ま

- で)
- 6/10 母親大会原発問題分科会へ参加
  - 6/20 第 185 回事務局会
  - 6/22 ニュース 26 号編集会議
  - 6/25 ニュース 26 号編集会議
  - 6/27 ニュース 26 号編集会議
  - 6/28 第 79 回拡大幹事会
  - 7/5 ニュース発送作業
  - 7/12 第 186 回事務局会 (署名の会と合同)
  - 7/18 高松高裁抗告審第 4 回審尋(最終審尋)
  - 7/25 乾式貯蔵問題学習討論集会 (長沢啓行講演会準備へ)
  - 8/3 広島地裁第 2 次仮処分第 1 回審尋 (和田)
  - 8/10 第 187 回事務局会 (署名の会と合同)
  - 8/13 乾式貯蔵問題の講演会 議員に案内状発送
  - 8/24 第 188 回事務局会 (署名の会と合同)
  - 8/27 沖縄大学吉井美知子氏 (ベトナム原発中止事情通) 伊方原発現地案内
  - 9/1 八幡浜で乾式貯蔵問題講演会 (長沢啓行・ゆめみかん)
  - 9/2 松山で乾式貯蔵問題講演会 (長沢啓行・コムズ)
  - 9/6 県知事宛の署名 63,731 筆の提出
  - 9/18 第 189 回事務局会 (署名の会と合同)
  - 9/21 知事宛申し入れ
  - 9/21 四電宛申し入れ
  - 9/25 県議会への請願提出
  - 9/28 第 190 回事務局会にて和田宰事務局長の辞任と松浦秀人代行の就任を決定
  - 9/28 大分地裁の不当決定に抗議の記者会見
  - 10/1 県議会で請願否決
  - 10/4 第 191 回事務局会 (21 日の集会・デモの決行決定)
  - 10/13 ニュース編集会議
  - 10/15 第 80 回拡大幹事会
  - 10/21 再稼働阻止 10・21 集会 (150 名参加) とデモ行進
  - 10/25 第 192 回事務局会
  - 10/25 「再稼働するな」の四電申し入れ
  - 10/26 広島地裁の第 2 次仮処分却下に抗議の記者会見
  - 10/27 深夜 0 時 30 分過ぎに 3 号機の再稼働、ゲート前抗議集会へ
  - 11/1 ニュース編集会議
  - 11/6 第 193 回事務局会
  - 11/11 伊方ゲート前集会で高裁決定書交付日の行動への参加よびかけ
  - 11/15 高松高裁の抗告審は棄却決定、怒りの報告集会 (高松及び松山)
  - 11/19 第 194 回事務局会
  - 11/21 ニュース編集会議
  - 11/22 第 81 回拡大幹事会
  - 11/23 第 1 回市駅前アクションに 16 名参加
  - 11/24 ニュース編集会議
  - 11/29 ニュース 27 号の発送
  - 12/6 第 195 回事務局会
  - 12/7 弁護士会議
  - 12/9 9 条パレードで定例アクションのよびかけチラシ配布
  - 12/15 第 2 回定例アクションに 20 名参加、第 196 回事務局会
  - 12/20 第 82 回拡大幹事会、同夜に懇親会
  - 12/21 吉原講演会を HP で紹介
  - 12/23 講演会チラシの発送作業 (県外 323、計 713 通は翌日に発送)
  - 12/26 定期点検間隔の延長問題で四電申し入れ
- 《 2019 年 》**
- 1/1 事務局長の新年の挨拶を HP にアップ
  - 1/7 第 197 回事務局会
  - 1/11 第 83 回拡大幹事会
  - 1/15 第 198 回事務局会
  - 1/19 吉原毅氏の講演会 (詳細は別稿)
  - 1/26 第 3 回市駅前定例アクション (7 名)
  - 1/28 第 199 回事務局会
  - 2/4 定検間隔延長問題などを事前協議の対象とする安全協定の改定 (県、伊方町、四電)
  - 2/6 第 200 回事務局会
  - 2/8 四電へ申し入れ
  - 2/12 弁護士会議
  - 2/16 第 4 回定例アクション (9 名)
  - 2/18 第 201 回事務局会

- 2/19 第 84 回拡大幹事会
- 3/1 第 202 回事務局会
- 3/5 第 85 回拡大幹事会
- 3/11 第 5 次提訴（原告 86 名）記者会見及び支援者・原告団集会（参加者 27 名中、新原告は 8 名）、夕刻に原発ゼロを求める 3・11 集会（150 名）とデモ、大洲では 5 団体共同の宣伝行動と市長・市議会などへ申入れ
- 3/14 ニュース編集会議
- 3/15 山口地裁岩国支部の原発容認の仮処分決定へのコメント発表
- 3/16 第 5 回定例アクション（8 名）、ニュース編集会議
- 3/25 第 203 回事務局会、編集会議
- 3/26 松山地裁福島避難者訴訟勝訴、国・東電・避難者の三者とも控訴
- 4/3 ニュース編集会議
- 4/6 ニュース編集会議
- 4/8 弁護団会議
- 4/11 第 86 回拡大幹事会、その後に深夜までニュースの編集作業
- 4/16 ニュース封入作業 1,824 通＋手持ち分（翌日に発送）
- 4/17 第 204 回事務局会
- 4/20 第 6 回定例アクション（12 名）
- 4/23 第 205 回事務局会
- 5/1 憲法集会用チラシ入れ
- 5/3 憲法集会（ロビーで書籍販売）
- 5/8 第 7 回定例アクション（9 名）
- 5/16 第 207 回事務局会
- 5/16 第 87 回拡大幹事会
- 5/18 会計監査
- 5/19 ライブアースまつやま 2019 へ出店

## 二 活動報告

第8回総会以降の取り組みの詳細は活動日誌に譲り、特徴的な取り組みについて以下に記述します。

### (1) 仮処分抗告審での敗訴と松山地裁の第5次提訴について

2018年11月15日、伊方原発3号炉の運転差止を求める仮処分抗告審において、高松高裁は私たち住民側の申立てを不当にも却下しました。

この抗告審は、松山地裁で敗れた私どもが2017年8月4日に即時抗告したもので、同年11月以降に4回の審尋（非公開）を行いました。この間二人の学者参考人を（岡村眞高知大学名誉教授長沢啓行大阪府立大学名誉教授）長時間にわたって尋問しました。しかし決定文を読む限り、審理の中で解明された事実とは無関係に「先に結論ありき」としか思えないものです。この決定に対して弁護士と抗告人は、事実審理を行わない最高裁への特別上告などを行わず、松山地裁の本訴の再開で争う道を選択しました。

なお、4回行われた審尋（非公開）では、弁護団の奮闘により本訴原告に限ってですが傍聴が可能となり、審尋の都度松山からマイクロバスを仕立てて弁護士・支援者を送り込みました。また香川・徳島・高知・広島・大分などから支援者が駆けつけて下さいました。この場を借りてお礼を申し述べます。

ところで、福島での原発事故以降に過去の原発裁判への反省が裁判所内部で広がったかに見えた状況がありましたが、近時の各地の裁判所の動向を見る限り（2017年12月の広島高裁抗告審の判断を例外として）、「社会通念」を持ち出して安易に国策に追随する傾向が露骨で顕著です。つい最近の山口地裁岩国支部の仮処分決定（3月15日）も、そうした流れのひとつとなりました。

本年3月11日の伊方原発運転差止を求める松山地裁への第5次提訴（原告数86名）は、そうした司法の動向に主権者・国民としてノーを突き付けたものです。私たち国民は、屁理屈を積み上げて原発推進の国策に加担する裁判所を厳しく批判していること、再開される本訴では真摯な審理を行い、事実に基づいて公正な判断を下す勇気を担当裁判官に期待するものです。

### (2) 再稼働反対の活動について

伊方原発の1号炉、2号炉については、福島原発事故以降の脱原発運動の高揚がもたらした安全対策費の高騰により、廃炉の決定に追い込むことに成功しました。住民・市民の運動の成果です。この点に確信を持ちましょう。これにより、私たち市民運動の課題は3号機の運転停止と廃炉を残すのみの段階に至ったのです。

その3号炉について、2017年12月13日に広島高裁の仮処分抗告審において「火山の危険」を理由として2018年9月30日までの運転停止命令が出されました。このため、定期点検の終了後の2018年1月からの再稼働は実施不能となりました。しかし、担当裁判官が交代した広島高裁の異議審では、拙速な審理により停止期限満了日のわずか5日前に強引に停止命令を取り消して、再稼働への道を開きました。

このため昨年の9～10月段階では3号炉再稼働阻止のため、四電及び知事に「再稼働するな」の申入れを行うとともに、反原発・脱原発の諸団体と連携しながら再稼働反対の活動を原発ゲート前で取り組みました。2018年10月21日には松山市駅前の坊ちゃん広場での集会（150名）とデモ行進を行いました。残念ながら10月27日に四電は再稼働に踏み切りました。いま全国では伊方を含めて5か所で9基の原発が稼働しています。ちなみに福島事故以前は日本列島に54基の原発がありましたが、私たちはすでに24基を廃炉に追い込んでいることを付記します。

### (3) 乾式貯蔵施設設置問題への取り組み

四電は2018年5月に県及び伊方町に対して乾式貯蔵施設の設置に関する事前協議の申入れを行いました。この乾式貯蔵施設の設置申請は、「1～2号機の廃炉に伴う」とされていますが、実際には燃料プールの満杯による3号機の稼働停止回避を目的としているとしか思えません。しかも、「一時貯蔵」と言いながら、搬出時期の見通しが全く立たないため、恒久貯蔵となる危険性が濃厚です。

このため「とめる会」は、2018年9月1日に八幡浜市で、翌2日に松山市で長沢啓行先生をお迎えして「乾式貯蔵問題講演会」を開催しました。施設の持つ問題点を解明するために取り組んだもので、いずれの会場でも危険性が良く理解できたと好評でした。ただ、県民一般には乾式貯蔵の危険性や問題点が十分に伝わっていません。宣伝活動の強化が求められています。

### (4) 四電や県知事への申入れ行動、議会請願など

昨年の総会以降、再稼働反対、乾式貯蔵施設の設置反対、定期点検期間延長問題などで知事や四電への申入れを行ない、県議会への請願も行いましたが（詳細は活動日誌参照）、残念ながらいずれも実りある成果を得ることは出来ていません。県内の政治状況からすれば、ある意味で当然と言えば当然の結果です。

現状では私どもの申入れに、四電や知事や議会が誠実に対応することは期待できず、マスコミ報道を通じて県民に警鐘を鳴らすことが当面の目的とならざるを得ないのが実情です。この点、マスメディアとの関わり方についてさらに改善を図ることが重要と考えます。

### (5) 定例アクションの開始と継続

昨年11月23日（土）を第1回として、「原発いらん!! 市駅前アクション」と名付けた街頭宣伝行動（松山市駅前）を毎月1回取り組んできました。実施月により参加者数は20名から8名程度とバラバラですが、脱原発・反原発の活動を一般の市民の目に見える形で進めること、それを通じて支持共感を広げることを目的としたものです。まだ始めたばかりで評価も定まっていますが、当面は継続して行きたいと考えています。

### (6) 吉原講演会の成功について

2019年1月19日、城南信用金庫顧問の吉原毅さんをお迎えして、松山市内で講演会を開催しました。演題は「原発ゼロで日本経済は再生する」で、参加者は210名超の大成功でした。講演内容も面白くて分かり易かったと好評でした。

この取り組みでは、従来の市民運動型の「とめる会」活動とは縁の薄かった経済人や金融業界にウイングを広げることに傾注し、会場には背広・ネクタイ姿の金融マンの参加を得ることが出来ました。今後ともそうした方々への目配りもしながら活動を続けることが重要と思われます。なお、主催団体の「エネルギーの未来を考える会・愛媛」は、講演会開催のために設けられたもので、代表は草薙順一さんでした。

### (7) 原発ゼロを求める3・11集会

2019年3月11日、「原発ゼロを求める3・11集会」を松山市駅前・坊ちゃん広場で開催し（150名の参加）、集会宣言の採択後にデモ行進を行いました。「福島を忘れない」ために毎年取り組んで来ましたが、この日は第5次提訴の日でもあり（同日に記者会見や原告・支援者報告集会も開催）、集会の取り組みや準備がやや手薄になってしまいました。また、毎年この日に継続して開催していることもあり、「マンネリでないか」とのご批判も一部にありました。次年度以降も、さらに創意を凝らして開催します。

なお、大洲では地元5団体共同の宣伝行動と市長などへの申入れが行われました。この行動は、「とめる会」が行った呼びかけ（8回目の3・11には松山市以外の地域でもぜひ3・11行動を）に応えたものでした。次年度以降はさらに開催地域を増やし、やがては全市町での取り組みに広がれば素晴らしいと考えています。

#### （8）組織と財政の現況について

前回の総会以降、拡大幹事会は10回、事務局会は22回開催しました。拡大幹事会は月1回のペースでほぼ定期的で開催し、事務局会議は必要に応じて随時開催しています。

なお、2018年9月28日、諸般の事情から和田宰事務局次長が辞任し、後任として松浦秀人氏を事務局次長代行に選出したことは、ニュースやHPでお知らせしたとおりです。

#### （9）署名63,731筆の提出

2018年9月6日、「原発のない暮らしを求めるえひめ県民署名の会」は、中村時広愛媛県知事に63,731筆の署名を提出し、同月末日をもって同会は解散しました。同会は、1年半に及ぶ活動を詳細に記録したパンフレットを作成し、1,232人の呼びかけ人に郵送しました。そのパンフには県内各地の取り組みが活写され、勇気づけられる数々の活動が記され、総括も載せられているので、同会としての総括はそれに譲ります（「えひめ県民署名の会」の総括パンフは当会のHPで公開されています）。

「とめる会」は、同会と一心同体で署名活動に取り組みましたが、同時に同会の生みの親であり育ての親でもある立場から、ごく簡潔に「とめる会」としての総括について提起します。

第1に、「とめる会」とは別に敢えて「えひめ県民署名の会」の結成を呼び掛けたのは、「とめる会」に結集する方々の枠を超えた、保守層を含む幅広い運動体の創出をめざしたものでした。幾つかの地域では保守系の方や従来結びつきのない方々の参加を得ましたが、全体として見ると当初の期待とはかなり距離のある構成員となりました。この点、生みの親である「とめる会」事務局の責任が大きかったのではないかと、各方面にもっと大胆に呼びかけていればと反省しています。

第2に、目標30万筆に比して、結果は63,731筆という著しく低い到達点にしか至らなかったことを、どう見るかです。主体的な力量不足との指摘があり、それが主因と思われますが、同時に取り組みに際しての弱点もこの際に解明しておくべきだと考えます。

準備段階では「全県民との対話活動で県内世論を変える」「必ずしも署名数にこだわらず対話を重視する」と確認しましたが、そのことを全体に浸透させ切れず、ついつい従来型署名運動の色彩を帯び一部には「また署名か」の気分もあったようで、早くから気づいて対応していればと反省しています。

第3に、おおよそ2年ほどの愛媛県民署名の追求は（この間大規模集会などを開催しなかったこともあり）、県外の会員とはニュースが届けられるだけの状態が継続し、結果的には「とめる会」との距離を広げることにつながりました（高松高裁の審尋への支援活動は別として）。



2018年度 伊方原発をとめる会 会計決算書

2018年4月1日～2019年3月31日

単位円

【収入】

項目	予算額	決算額	予・決算差額	前年度決算	前年度差額	備考
繰越金	865,010	865,010	0	595,311	269,699	
個人会費	1,500,000	1,142,000	△ 358,000	1,427,500	△ 285,500	
団体会費	300,000	251,000	△ 49,000	276,000	△ 25,000	
カンパ	600,000	648,675	48,675	519,336	129,339	
事業収入	300,000	77,124	△ 222,876	238,700	△ 161,576	吉原DVDの売上など(前年度は映画「日本と再生」のチケットなど)
雑収入	10,000	2	△ 9,998	4	△ 2	預金利息
預り金	0	920,000	920,000	0	920,000	第5次提訴86名の原告費用の預り(重複取消返金を含む)
合計	3,575,010	3,903,811	328,801	3,056,851	846,960	

【支出】

項目	予算額	決算額	予・決算差額	前年度決算	前年度差額	備考
講師費用	250,000	300,280	50,280	197,200	103,080	講演会を3回開催(飯田、長沢、吉原各氏)
賃料	480,000	240,000	△ 240,000	0	240,000	1年遅れの家賃支払い(2018年度分は決算日以降に支払い済み)
人件費	0	0	0	0	0	
集会会場費	360,000	446,937	86,937	355,124	91,813	高松高裁(審尋3回)の報告集会にて予算超過へ
会議費	50,000	24,200	△ 25,800	45,374	△ 21,174	幹事会の会場使用料など
宣伝費	140,000	268,959	128,959	134,984	133,975	うちニュース発行・印刷費が16万円強、吉原講演会チラシ5万円など
通信費	800,000	842,374	42,374	606,987	235,387	ニュース送料は1回13万余円(年4回)、集会・裁判の案内ハガキ他
事務所経費	20,000	0	△ 20,000	11,227	△ 11,227	
事務所活動費	500,000	290,416	△ 209,584	384,852	△ 94,436	準備書面・高裁決定書・総会議案書その他印刷物など
消耗品費	80,000	100,857	20,857	77,536	23,321	文房具類
弁護団支援費	300,000	0	△ 300,000	0	0	
雑費	30,000	18,014	△ 11,986	11,695	6,319	
予備費	65,010	0	△ 65,010	52,000	△ 52,000	
預り金	0	920,000	920,000	0	920,000	第5次追加提訴の原告費用の払出し
事業費	500,000	67,243	△ 432,757	314,862	△ 247,619	うち署名の会へのカンパ3.7万円
合計	3,575,010	3,519,280	△ 55,730	2,191,841	1,327,439	

収入総額	3,903,811
支出総額	3,519,280
繰越金	384,531

- ☆ 高松高裁(年度内に審尋3回)がらみで、支出増加が顕著な決算となりました。
- ☆ 他方、会費収入の停滞で繰越金は前年度から約50万円減少しました。

繰越金の内訳	伊予銀行	86,409
	愛媛銀行	236
	ゆうちょ	187,103
	郵便振替口座	63,898
	現金	46,885
	合計	384,531

## 会計監査報告書

2018年4月1日から2019年3月31日に至る2018年度会計処理について監査を行いました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

松山市三番町5丁目2-3「伊方原発をとめる会」事務所において、事務局会計部長、事務局員に説明を求めながら、会計帳簿と入出金の帳票類について詳細に調査し監査を行いました。

### 2. 監査の結果

(1) 会計処理は適切に行われています。

(2) 決算関係書類及びその付属明細書は、収支の状況を適正に表示しているものと認めます。

(3) 運動を前進させるために、会費収入増と経費節減のための工夫について検討をしてください。

以上

2019年5月18日

伊方原発をとめる会

監事

藤崎英代

監事

高下博行

## 2019年度 活動方針

### 一 情 勢

#### (1) 斜陽産業の原発と再生可能エネルギーの驚異的な伸長

わが国の原発輸出策がすべての輸出先国で暗礁に乗り上げたことは、原発産業がビジネスとして成り立たないことを白日の下にさらしました。他方で、太陽光や風力水力などの再生可能エネルギー（以下、再エネと略す）による発電量が驚異的な伸びを示しています。

ちなみに、環境先進国ドイツは消費電力量の31.6%を再エネで賄い2050年度には80%の目標を掲げ、EU全体では2030年までに32%の目標を掲げています（日本は2030年度に再エネ24%の目標）。隣国の中国では毎年、風力で30%、太陽光発電で50%の伸び率を続けています。このように伸びれば伸びるほど生産コストは急激に下落し、発電コストの急落を生んでいます。こうした現象は各国の経済的位置の変動に直結して来ます。

いまや原発に固執するのは日本だけと言っても過言ではない状況です。このため長期的な視野からすると、商業ベースで見るとき原発推進勢力は遠くない時期に自然淘汰で衰微せざるを得ないとさえいえる状況に陥っているのです。

#### (2) 破綻済みの核燃サイクルに固執する原子力村

核燃料サイクルとは、使用済み核燃料からプルトニウムを取り出し発電燃料として反復利用することをめざしたのですが、六ヶ所村の再処理工場の度重なる工事延期に見られるとおり技術的見通しは立たず、諸外国ではとっくに撤退済みの、破綻した計画です。にもかかわらず、原発推進勢力はいまなおこれに固執し続けています。

この背後には、原発マネーの利権とともに、核兵器製造の潜在的能力保持への衝動の強さもあると見なければなりません。脱原発・反原発の運動は、反核平和の運動と連帯しながら圧倒的多数の国民の支持を得ながら反撃することが求められています。このため保守的な層を絶えず視野に入れながら、より幅広い方々の支持と共感を得る活動スタイルを構築することが必要とされています。

#### (3) 国と東電の被災地福島への棄民政策

事故後8年を経た福島では、本来年間1 mSvの防護基準を、「原子力非常事態宣言（2011年3月11日に発令し継続中）」を口実に、政府は20 mSvに引き上げて帰還困難地域を次々に解除し、避難者への住宅費負担の打ち切りなどの施策を強行し、住民の帰還を事実上強制しています。このため、帰還するか否かを巡る意見の違いが顕在化し、地域社会や家族関係にまで深刻な分断が生じています。そして、今なお不自由な避難生活を送る人たちが5万人（一説によれば10万人超）にのぼります。

2018年10月25日、国連人権委員会は日本政府に対して、福島帰還政策を直ちにやめるようにとの声明を出しました。声明は、特に「子どもたちや出産適齢期の女性たち」を掲げて、「避難者の福島地域への再定住政策（帰還政策）を停止するべきである」と述べ

ています。にもかかわらず日本政府は、この声明を無視し続けています。

その結果、判明しているだけでも100万人に一人か二人の発症とされている小児甲状腺ガンが、35万人ほどの福島の子たちの中で200名を優に超える規模で発症している悲しい事実があります。しかし、放射線による健康被害はガンに限定されている訳ではなく、また子どもに限定されている訳でもありません。子どもか大人かを問わず、ガンを含むさまざまな健康被害が、空恐ろしい規模で将来顕在化するのではないかと心配されます。

#### (4) 棚ざらしの原発ゼロ基本法案

2018年3月9日、立憲民主・共産・自由・社民の四党と、無所属の会2名による共同で国会に提出された原発ゼロ法案が1年を超えて棚ざらし状態です。法案は、①すべての原発を速やかに停止、廃止する。②施行後5年以内にすべての原発を廃炉にする。③再生可能エネルギーの割合を2030年までに40%以上とする。④廃炉作業を行う電力会社や立地地域に国が必要な支援を行う。⑤送配電事業の分離。⑥「エネルギー協同組合」制度の創設等が盛り込まれています。

法案についての学習もしながら、国会での審議を要求して行きましょう。

#### (5) 伊方原発を巡る当面の諸問題

伊方原発を巡る今年度の課題は、乾式貯蔵施設の建設問題と定期点検の期間延長問題及び特重施設の設置遅れ問題などにあると思われます。このうち搬出見通しの全くない使用済み核燃料の乾式貯蔵は、「一時保管」と言いつつ半ば恒久貯蔵の危険性を持つものです。

特重施設とは特定重大事故等対処施設の略称で、テロや航空機の落下などに備えるとしています。その設置期限の2021年3月の完成見込みが1年程度遅れる見通しとなり期限延長を四国電力が求めたとの報道があり、その後原子力規制委員会は期限の延長は認めないことを表明しました。私たちは、同委員会が確実にそれを実行するよう促すとともに、県民の安全にかかわるこれらの諸問題について、今年度は機敏に対応したいと考えています。

#### (6) 福島原発事故避難者訴訟

2019年3月26日、松山地裁で福島原発事故避難者の損害賠償訴訟で勝訴判決が下されました。東電はもとより国の責任も明確に断罪しました。ただし、賠償額が余りにも低額なため原告側も高松高裁に控訴しました（東電と国も控訴）。「伊方原発をとめる会」も引き続きこの闘いを支援します。

#### (7) 松山地裁の本訴再開について

2011年12月8日に提訴した伊方原発運転差止訴訟（本訴）は、仮処分申立による中断がありました。いよいよ7月4日（14時30分から2時間程度）から再開されます。まずは再開後の初めての法廷を原告・支援者で埋め尽くしましょう。当初300人でスタートしたこの訴訟も、先日第5次提訴で1400名を超える原告を擁する大型裁判になっています。

## 二 具体的な方針

### (1) 四国電力に原発からの撤退を要求します

- ① 3号機を停止し廃炉に向かわせるよう繰り返し申し入れます。
- ② 特重施設未完成での原発の運転を阻止するために活動します。
- ③ 安全に徹した廃炉作業及び湿式貯蔵プールの補強を求めます。
- ④ 再生可能エネルギーへの積極的な対応を求めます。

### (2) 伊方原発運転差止訴訟（本訴）での勝利を目指します

伊方原発をとめる弁護団と連携し、伊方原発運転差止訴訟（本訴）の勝利に全力を挙げます。

- ① 伊方3号機の停止・廃炉を求める広島、山口、大分の裁判と連帯して取り組みます。
- ② 状況に応じて裁判に関するハガキ行動やチラシ配布等に取り組みます。

### (3) 地域での学習・宣伝と共同を強めます

- ① 映画や講演会、学習会、パレードなどで、共同を積み上げます。
- ② 映像を活用し、原発の危険、自然エネルギー、経済、廃炉などの問題などについて学ぶとともに、小水力発電所見学ツアーなどにも取り組みます。

### (4) 首長・議会等への働きかけを強めます

- ① 原発の危険性について、議会や首長に伝える取り組みを行います。
- ② 議会への請願や陳情に取り組み、説明機会も得られるよう働きかけます。

### (5) 国会や原子力規制委員会などに向けた運動に取り組みます。

- ① 原子力規制委員会の基準地震動審査の抜本的見直しと火山問題軽視の是正等を求め、当面は特重施設の工事完了前の原発稼働を容認しない姿勢を堅持するよう働きかけます。
- ② 国会議員に働きかけ、一日も早く原発の運転をとめることをめざします。
- ③ 原発ゼロ基本法案の成立に向けて共同をすすめます。

### (6) 全国的な運動と連携します

- ① 原発再稼働を許さず廃炉を求める各地の運動と連携を深めます。また福島からの避難者訴訟や東電刑事裁判などの闘いと連帯して活動します。
- ② 原告団・弁護団の全国連絡会議に参加し、全国の運動に学び、とりくみに生かします。

#### (7) 会員を増やし会員への情報提供に注力します

- ① 個人・団体の会員を増やします。とりわけより若い方々の会員拡大を目指します。そして運動の現状や課題について情報提供に力を注ぎます。
- ② 次世代への運動継続を念頭に、事務局体制の強化を図ります。

#### (8) 再生可能エネルギー等に関する研究運動と協力します

太陽光、バイオマス、風力などの自然エネルギーを活用する住民運動との協力をすすめます。

#### (9) ニュース、パンフレットなどの発行とホームページの充実

- ① 定期ニュースのほか、集会、講演会、情勢、裁判等のニュースを適宜発行します。
- ② わかりやすいチラシやパンフレットなどを作成し宣伝を強めます。
- ③ ホームページの迅速な更新と内容の充実を図ります。

#### (10) 財政確立

- ① 会員に運動の現状・意義を伝え、会費納入していただけるよう努力します。
- ② 財政を安定したものにするために会員を増やします。財政にも寄与する資料普及、書籍普及などに取り組みます。

#### (11) 会の運営方法

会の運営とあらゆる行動において非暴力に徹します。会の決定については合意方式（コンセンサス方式）をとり、粘り強く合意形成をはかります。

2019年度 伊方原発をとめる会 会計予算書

2019年4月1日～2020年3月31日

【収入】

単位 円

項目	予算額	前年度決算額	予算・決算差額	備考
繰越金	384,531	865,010	△ 480,479	※繰越金のうち家賃24万未払いを含む
個人会費	1,300,000	1,142,000	158,000	
団体会費	300,000	251,000	49,000	
カンパ	700,000	648,675	51,325	
事業収入	200,000	77,124	122,876	上映会、資材売上等
雑収入	1,000	2	998	
預り金	0	920,000	△ 920,000	一時的に発生した科目
合計	2,885,531	3,903,811	△ 1,018,280	

【支出】

項目	予算額	前年度決算額	予算・決算差額	備考
講師費用	300,000	300,280	△ 280	
賃料	480,000	240,000	240,000	2018、2019の2年度分の家賃
人件費	0	0	0	活動の全てをボランティアで賄う
集会会場費	250,000	446,937	△ 196,937	高松高裁費用がなく平年ベースに低下見込み
会議費	30,000	24,200	5,800	
宣伝費	250,000	268,959	△ 18,959	ニュース作成費など
通信費	800,000	842,374	△ 42,374	ニュース送料は1回13万余円(年4回)、各種案内ハガキなど
事務所経費	20,000	0	20,000	水光熱費
事務所活動費	250,000	290,416	△ 40,416	印刷費
消耗品費	100,000	100,857	△ 857	
弁護団支援費	300,000	0	300,000	
雑費	10,000	18,014	△ 8,014	
予備費	45,531	0	45,531	
事業費	50,000	67,243	△ 17,243	資材製作費
預り金	0	920,000	△ 920,000	一時的に発生した科目
合計	2,885,531	3,519,280	△ 633,749	

## 伊方原発をとめる会役員

(アンダーラインは新役員)

### 1. 共同代表 (14名)

安西賢誠 (真宗大谷派僧侶)、松本修次 (愛媛県平和運動センター顧問)、  
草薙順一 (弁護士)、河野文朗 (愛媛医療生協前理事長)、白戸暉男 (元コープ自然  
派えひめ理事長)、須藤昭男 (インマヌエル松山キリスト教会牧師・福島県出身)、  
清野良榮 (松山大学教授・福島県出身)、立川百恵 (コープえひめ元理事長)、  
中尾寛 (愛媛労連特別執行委員)、松浦秀人 (愛媛県原爆被害者の会事務局長)、  
真鍋知巳 (医師)、村田武 (愛媛食健連会長)、和田宰 (伊方等の原発をなくす愛媛  
県民連絡会議代表幹事)、渡部寛志 (福島県南相馬市から避難した農業従事者)

### 2. 幹事 (38名+弁護士から4名)

青野悦子 浅湫和子 安西賢誠 安藤哲次 石川稔 石本憲一 泉京子  
大川耕三 大西俊夫 大原英記 奥田恭子 越智勇二 梶原時義 加藤俊生  
加藤廣志 草薙順一 来島頼子 小林保一 坂田進 須藤昭男 武井多佳子  
立川百恵 立田卓也 田渕紀子 中尾寛 中村嘉孝 堀内美鈴 松浦秀人  
松尾京子 向井公子 村田武 村中恵 八木和雄 山本勲 若宮強 和田宰  
和田弘子 渡邊典子 (つねこ)

弁護士から (薦田伸夫 高田義之 中川創太 東俊一)

### 3. 会計 (4名)

松浦秀人 奥田恭子 松浦文子 和田弘子

### 4. 監査 (2名)

高下博行 篠崎英代

### 5. 事務局 (12名)

#### ○事務局員

安藤哲次 泉京子 大原英記 奥田恭子 越智勇二 草薙順一 中尾寛

松浦秀人 向井公子 村中恵 和田宰 和田弘子

○事務局長 草薙順一

○事務局次長 松浦秀人

2019年5月26日 第9回定期総会



# 伊方原発をとめる会規約

- 1条（名称）本会は、「伊方原発をとめる会」と称し、事務所を松山市内に置く。
- 2条（目的）本会は、伊方原発をとめること、自然エネルギーへの転換をはかることを目的とする。
- 3条（活動）本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
- (1) 講演会、集会、学習会などの開催
  - (2) ニュース、パンフレットなどの作成、配布などの宣伝活動
  - (3) 伊方原発訴訟への支援
  - (4) 署名活動、首長・議会等への請願など
  - (5) ホームページの開設、運営
  - (6) その他
- 4条（会員及び総会）
- (1) 本会は、本会の目的に賛同する個人や団体の会員によって構成する。
  - (2) 総会は、会員（個人会員及び団体を代表する者1名）によって構成する。
  - (3) 総会は、年一回以上開催し、共同代表、幹事及び監査を選出し、経過報告・決算、活動方針・予算その他重要事項を決定する。
- 5条（役員並びに幹事会など）
- (1) 本会に共同代表を置く。
  - (2) 本会には50名程度の幹事を置く。
  - (3) 幹事会は会の活動を決定し執行する。
  - (4) 本会に会計を置く。
  - (5) 本会には2名の監査を置く。監査は会計を監査し、総会で報告する。
  - (6) 総会または幹事会の決定に基づき、事務局を置く。事務局員の中から事務局長及び事務局次長を置く。事務局員は、幹事会の決定に基づき必要な事務を行う。
- 6条（財政）
- (1) 個人会員は年間一口1,000円以上（学生は500円）、団体会員は年間一口3,000円以上、とする。
  - (2) 広く寄付金を募る
  - (3) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

2012年9月9日改正

【事務所】 〒790-0003 愛媛県松山市三番町5-2-3ハヤシビル3F  
TEL : 089-948-9990 FAX : 089-948-9991  
E-MAIL : ikata-tomeru@nifty.com